

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係	
許 認 可 等 名	徳島市立食肉センターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例	
根 拠 条 項	第 3 3 条	
連 絡 先	徳島食肉有限責任事業組合 (電話 6 3 2 - 0 3 2 1)	
審 査 基 準	<p>基 準</p> <p>1 対象となる申請者 (1) 徳島市立食肉センター条例第 3 1 条第 1 項別表に掲げる食肉センターの施設の利用許可を受けた者。 (2) 徳島市立食肉センター条例第 3 1 条第 2 項の規定により徳島市食肉卸売市場の利用許可を受けた者。</p> <p>2 許可申請に必要な書類 利用料金減免申請書</p> <p>3 許可基準 (1) 市が自ら行政目的のために利用するとき。 (2) 利用者の責めに帰することができない事由により、3 日以上にわたり施設を利用することができないとき。 (3) 利用者が災害により著しい損害を受け、利用料金の納付が困難となったとき。 (4) その他、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
	参 考 事 項	徳島市立食肉センター施設利用料金減免基準
	設 定 等 年 月 日	平成 2 4 年 8 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 1 0 日 (休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成 2 4 年 8 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)